担い手への森林集積事業(森林集積奨励型、利子助成型)検査要領

第1 趣旨

この要領は、担い手への森林集積事業(森林集積奨励型、利子助成型)(以下「本事業」という。)の補助金の交付の適正を期するため、熊本県補助金等交付規則(昭和56年規則第34号)第14条の規定に基づく書類等の審査(以下「検査」という。)に関し、必要な事項を定める。

第2 検査

検査は担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)実施要領(平成 27 年 10 月 30 日施行)第7及び担い手への森林集積事業(利子助成型)実施要領(平成 27 年 10 月 30 日施行)第11 の規定(以下「要領等」という。)に基づく実施結果報告書の提出があった後速やかに行うものとする。

第3 検査員

検査は、知事が必要と認めて命じた職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。

第4 立会人

検査は、事業実施主体の長又は代理人の立会いの上行うものとする。

第5 検査の方法

検査は、要領等に照らして行うものとする。

実施結果報告書、その他の関係書類に記載された事項について、関係帳票、通帳等を用いて検査を行うものとする。

第6 検査復命等

検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書に検査調書(第1号様式)を添えて 森林局長に復命しなければならない。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 30 日から施行する。

検 査 調 書

							平成		在庶坛	リンチュ	<u></u>	· 森林集積事業					
事			業			名		林				利子助成型)			
事		業		主		体											
交	付	申	請	年	月	日	平成		年	月	日						
交	付	決	定	年	月	日	平成		年	月	日						
交	付	決	t 5	Ē	番	号	森整第		号	<u> </u>							
事	業	着	手	年	月	日	平成		年	月	日						
事	業	完	了	年	月	日	平成		年	月	日						
検	耆	Ē	年	J	1	日	平成		年	月	日						
検	耆	Ē	立	4	会	人											
補具	 補助金の経費内訳																
	(1	\ 7	= -	杹	#. •	ш											
					費: 金:												
検		査		結		果											
上記のとおり検査しました。																	
_																	
3	平成	,	年	Ξ	月		日										
								検	查員聙	は・氏名	á						
	¥K ↓		-n =	-				بدل	<u>-</u>								
ļ Ĵ	熊本	· 県 え	ᄪ	ł				様	₹								